

裁判員制度の問題指摘

さいたままで高山弁護士が講演

二〇〇九年五月実施に向け準備が進む裁判員制度に反対する「裁判員制度はいらない」12・8埼玉集会所が八日、さいたま市浦和区の埼玉会館で開かれた。全国で反対運動を呼び掛けている高山俊吉弁護士が、「裁判員制度の問題点」をテーマに講演した。

二〇〇九年五月実施に
る量刑判断、被告人が断
れないなどの相違点を
列挙。被告のためにある
陪審員制度に対し「裁判
員制度は（市民に）司法
を学習してもらつたため
のもの」とされていること
を指摘、現行の裁判制度
の不備を是正する目的で
はないと強調した。

「思想調査があり、死刑
制度に反対し検察官を信
用しない人は採用されな
い」という基準を批判。
裁判員就任を容易に辞退
できない点についても
問題ありとしている。
「市民参加というのが、
規制と処罰が厳しい。死
刑判決を出す制度であり
ながら、（P.R広告など
は）キャラクターなどを
使つてミスリードしてい
る」

こうした中、最近にな
つて関係やマスコミから
出てきた制度導入への疑
問の声を紹介。「見直し
論は国土を覆っている。
反対運動を前に進める一
翼を担つてほしい」と、
会場の市民らに制度廃止
を求める署名運動を呼び
掛けた。
(高橋功)